

令和3年度 包括外部監査結果報告書

持続可能な都市づくり(防災体制・雪対策、
土地利用・都市景観の形成、交通インフラ
の充実)にかかる財務事務の執行について

【概要版】

令和4年3月

青森市包括外部監査人
公認会計士 高橋 政嗣

目次

第1章 選定した特定の事件(監査テーマ)	1
第1. 選定した特定の事件(監査テーマ)と選定した理由	1
1. 特定の事件(監査テーマ)	1
2. 選定した理由	1
第2章 外部監査の結果及び意見.....	3
第1. 監査の結果及び意見に関する集計結果	3
第2. 監査の結果及び意見のまとめ.....	5
1. 監査の結果及び意見の一覧	5
2. 契約に係る監査の結果及び意見.....	16
3. 運営管理・事務処理及び内部統制に係る監査の結果及び意見	21
4. 市民への情報提供に係る監査の結果及び意見	22
5. 監査結果及び意見の総括.....	23

第 1 章 選定した特定の事件(監査テーマ)

第 1. 選定した特定の事件(監査テーマ)と選定した理由

1. 特定の事件(監査テーマ)

令和 3 年度の特定の事件(監査テーマ)は、『持続可能な都市づくり(防災体制・雪対策、土地利用・都市景観の形成、交通インフラの充実)にかかる財務事務の執行について』である。

2. 選定した理由

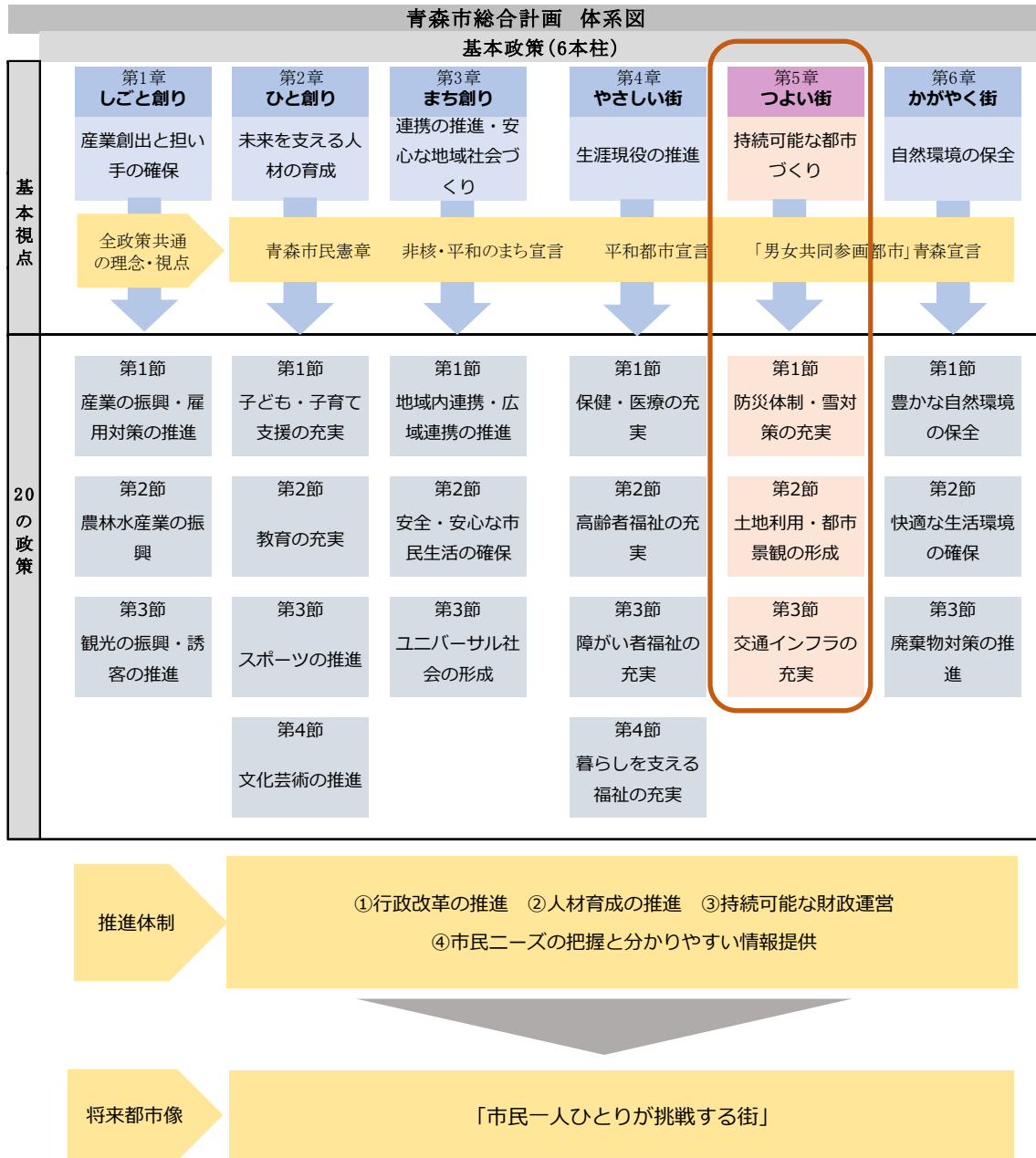
青森市総合計画 基本構想・前期基本計画(2019(令和元)年 9 月)の巻頭言において、小野寺 晃彦青森市長はアウガ、新市庁舎、青森駅周辺整備に一定の道筋がつき、真の緊急課題である「人口減少」へ立ち向かうための新たなまちづくりの指針づくりに着手し、約 1 年にわたる議論を経て、青森市総合計画を策定したと記している。

そして、青森市総合計画の実現のための 6 つの基本政策「しごと創り」、「ひと創り」、「まち創り」、「やさしい街」、「つよい街」、「かがやく街」を掲げて取り組むとしている。

令和 3 年度の包括外部監査は、これら 6 つの基本政策の中の「つよい街」を取り上げ、まちづくりの基本視点である「持続可能な都市づくり」(防災体制・雪対策の充実、土地利用・都市景観の形成、交通インフラの充実)(「図 1 青森市総合計画」参照)を対象とした財務事務の執行について特定の事件(監査テーマ)として選定した。その主たる理由は、以下のとおりである。

- ① 本市は、県庁所在地として全国で唯一、市全域が特別豪雪地帯に指定されているなど多雪都市であることから市民の市政に対する関心のうち、雪対策への関心が恒常的に高くなっていること。
- ② 空家数と空家率の統計数値(総務省「住宅・土地統計調査」及び青森市住生活基本計画)の推移をみると、2013(平成 25)年の時点で全国平均空家率 13.5%に対し本市の空家率は 15.4%と全国平均よりも超過していること。
- ③ 2011(平成 23)年の東日本大震災、2018(平成 30)年の北海道胆振東部地震のほか、全国各地で大規模な自然災害が多発しており、本市でも平時からの災害への備えが重要となっていること。
- ④ 人口減少・少子高齢化の進展や生活様式の変化などに伴い、市民が持続的に生活サービスを楽しむことができる多極型の都市構造を目指し、都市の効率性を高めるコンパクトな複数の拠点として位置付けた効率的で計画的な土地利用の推進の取組が進められていること。
- ⑤ 本市は、青森県の行政・経済、医療・福祉の中心都市としての都市機能が集積しており、また、新幹線新青森駅、青森空港、青森港、東北自動車道などを有する交通の要衝であり、陸海空の交通結節点として高い拠点機能を有していること。

〔図1 青森市総合計画〕



(出所: 青森市総合計画体系図より抜粋し編集)

第2章 外部監査の結果及び意見

第1. 監査の結果及び意見に関する集計結果

令和3年度青森市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)は、「持続可能な都市づくり(防災体制・雪対策、土地利用・都市景観の形成、交通インフラの充実)にかかる財務事務の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施し、「指摘事項」及び「意見」を検出した。

指摘事項	指摘事項は、今後、市において措置することが必要と判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても指摘事項として記載している。
------	--

意見	意見は、指摘事項には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を取ることを期待するものである。
----	--

以下の表は、検出した「指摘事項」又は「意見」の件数について青森市総合計画の政策・施策に対応して担当部・課レベルで取りまとめたものである。

[表1 監査の結果及び意見の政策・施策毎の総数]

(単位:事業数、件数)

青森市総合計画				監査対象 事業数	監査の結果及び意見		
政策・施策	部	課	指摘事項		意見	合計	
第1節 防災体制・雪対策の充実							
第1項 市民防災の促進	総務部	管財課	1	0	0	0	
	総務部	危機管理課	1	0	0	0	
	施策計		2	0	0	0	
第2項 災害防止対策の推進	都市整備部	公園河川課	5	0	5	5	
	施策計		5	0	5	5	
第3項 克雪体制の整備	都市整備部	道路維持課	3	2	1	3	
	都市整備部	道路建設課	5	0	3	3	
	施策計		8	2	4	6	
第4項 空家等対策の推進	都市整備部	住宅まちづくり課	2	0	2	2	
	施策計		2	0	2	2	
第1節 政策計			17	2	11	13	
第2節 土地利用・都市景観の形成							
第1項 効率的で計画的な土地利用の推進	総務部	管財課	2	0	4	4	
	都市整備部	住宅まちづくり課	2	0	5	5	
	都市整備部	都市政策課	3	1	0	1	
	都市整備部	用地課	1	0	1	1	
	施策計		8	1	10	11	

青森市総合計画				監査対象 事業数	監査の結果及び意見		
政策・施策		部	課		指摘事項	意見	合計
第2項 自然環境と調和した都 市景観の形成	都市整備部	公園河川課	4	0	5	5	
	浪岡振興部	都市整備課	2	0	1	1	
	施策計		6	0	6	6	
	都市整備部	住宅まちづくり課	3	0	2	2	
	施策計		3	0	2	2	
第2節 政策計			17	1	18	19	
第3節 交通インフラの充実							
第1項 広域交通の充実	都市整備部	公園河川課	4	0	0	0	
	浪岡振興部	総務課	1	0	2	2	
	施策計		5	0	2	2	
第2項 域内交通の充実	都市整備部	都市政策課	4	2	2	4	
	施策計		4	2	2	4	
第3項 快適な道路交通環境 の確保	都市整備部	道路維持課	10	2	3	5	
	都市整備部	道路建設課	10	0	1	1	
	施策計		20	2	4	6	
第3節 政策計			29	4	8	12	
第1節-第3節 政策計			63	7	37	44	
目標とする指標に対する実績値							
		都市整備部	道路維持課	—	0	1	1
合計			63	7	38	45	

特定の事件(監査テーマ)を選定した理由について、「第1章」、「第1.」において5つの理由によって選定したと記載したが、選定した5つの理由に関連する事業の監査結果及び意見について要約したものが以下の表である。

[表2 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由と監査の結果及び意見] (単位:事業数、件数)

特定の事件(監査テーマ)を選定した理由		監査対象 事業数	監査の結果及び意見		
			指摘事項	意見	合計
(理由①) 雪対策への関心が恒常的に高い	雪対策の事業	8	2	4	6
(理由②) 市の空家率は15.4%と全国平均よりも超過している(平成25年)	空家対策の事業	2	0	2	2
(理由③) 全国各地で大規模な自然災害が多発しており、本市でも平時からの災害への備えが重要である	災害対策の事業	5	0	5	5
(理由④) 効率的で計画的な土地利用の推進の取組が進められている	土地利用の推進事業	8	1	10	11
(理由⑤) 交通の要衝であり、陸海空の交通結節点として高い拠点機能を有している	交通インフラの事業	29	4	8	12
計		52	7	29	36

(注)上表の監査対象事業数の合計52と[表1 監査の結果及び意見の政策・施策毎の総数]の監査対象事業数63との差は、特定の事件(監査テーマ)を選定した理由以外の事業数合計である。同様に表1の意見の合計38と上表の意見合計29との差も、特定の事件(監査テーマ)を選定した理由以外の事業数合計である。

第 2. 監査の結果及び意見のまとめ

1. 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見を取りまとめたものが、以下の〔表 3 監査の結果及び意見の一覧〕である。この表を見るうえで項目の説明について付記したものが、以下の表である。

〔表 3 監査の結果及び意見の一覧〕の表記	
項目	説明
下線を引いた事務事業名	複合事業名称(個別事業の統一的・共通事業名称として付したものである)。
「指摘事項」又は「意見」のポイント	「指摘事項」又は「意見」の骨子を簡潔に記載している。
「指摘事項」又は「意見」に対するコメント	監査人が必要と認めた場合に、ポイントに対するコメントを記載している。
監査要点	監査結果として取り上げた「指摘事項」又は「意見」について、監査要点としての「合規性」、「有効性」、「経済性・効率性」のどれに主として依拠しているのかについて記載している。 「指摘事項」又は「意見」の内容をみると複数の監査要点に複合的に関与しているものがあるため、唯一絶対的に記載した監査要点に依拠していると捉えないでいただきたい。飽くまで判断の拠り所として、関係性の強いものを監査要点として記載したものである。
措置対応	市が作成した「令和 2 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書」における対応方針区分として、「個別」、「全庁」に分けて記載されていることから、今後の市の参考に供するために「対応」の欄に「個別」又は「全庁」と記載している。
テーマ選定の理由との関連	監査テーマ選定の理由である「雪対策の事業(理由①)」、「空家対策の事業(理由②)」、「災害対策の事業(理由③)」、「土地利用の推進事業(理由④)」、「交通インフラの事業(理由⑤)」との関連について記載している。
指摘、意見	指摘→「指摘事項」、意見→「意見」
類型	「指摘事項」又は「意見」の類型について、監査人独自の判断から「予算」、「決算」、「契約*1」、「財産管理」、「運営管理・事務処理及び内部統制*2」、「市民への情報提供*3」という 6 つの類型に分けて整理したが、監査の結果「財産管理」に該当するものはなかった。 「運営管理・事務処理及び内部統制」の()の中には、運営管理、事務処理、内部統制のどれに重点を置いているかを示している。 *1 後続する項「2. 契約に係る監査の結果及び意見」を参照。 *2 後続する項「3. 運営管理・事務処理及び内部統制に係る監査の結果及び意見」を参照。 *3 後続する項「4. 市民への情報提供に係る監査の結果及び意見」を参照。

以下の〔表 3 監査の結果及び意見の一覧〕は、令和 3 年度の包括外部監査による「指摘事項」又は「意見」に対応するうえで、今後の対応に対する指針の拠り所になるように報告するものである。

[表 3 監査の結果及び意見の一覧]

No	事務事業名	表題	監査 要点	措置 対応	テーマ選定の 理由との関連	指摘	意見
	担当部課	指摘事項又は意見のポイント	指摘事項又は意見に対するコメント			類型	
2 3	駐車場管理運営事業 青森駅前公園地下 駐車場、 アウガ駐車場	ホームページにおける料金表 示について	有効性	個別	土地利用の 推進事業 (理由④)	—	①
	総務部管財課	駐車料金が免除される場合の 情報の記載がない。(令和 4 年 2 月 1 日以降は、料金免除 の情報記載がなされているこ とを確認した。)	敏速な対応に驚いた。			市民への情 報提供	
2 3	駐車場管理運営事業 青森駅前公園地下 駐車場、 アウガ駐車場	ホームページにおける問合せ 先の明示について	有効性	個別	土地利用の 推進事業 (理由④)	—	②
	総務部管財課	令和 3 年 9 月 29 日の往査時 点では、駅前公園駐車場及び アウガ駐車場の「問い合わせ 先」についてアウガホームペ ージへのリンクがなされてい なかった。令和 4 年 1 月 31 日 にホームページ上に「問い合 わせ先」が記載されているこ とが確認された。	敏速な対応に驚いた。			市民への情 報提供	
2 3	駐車場管理運営事業 青森駅前公園地下 駐車場、 アウガ駐車場	事務委託料の適切な案分につ いて	経済性 効率性	個別	土地利用の 推進事業 (理由④)	—	③
	総務部管財課	委託料の配賦計算が費用の発 生に対応していない。 発生した費用の積み上げ計算 と現行の駐車可能台数による 配賦計算と比較すると概算 3,345 千円の配賦不足となっ ている。	実態に対応した配賦計算方式を設 定しなければならない。			運営管理・ 事務処理及 び内部統制 (運営管理)	
2 3	駐車場管理運営事業 青森駅前公園地下 駐車場、 アウガ駐車場	アウガ駐車場の有効活用につ いて	有効性	個別	土地利用の 推進事業 (理由④)	—	④
	総務部管財課	アウガ駐車場の利用率が 30. 5%と低いことから利用率を 高める諸方策を提案し、駐車 場使用料収入の改善を期待す るもの。	事業の有効性、事業の継続につ いての提案である。			運営管理・ 事務処理及 び内部統制 (運営管理)	

No	事務事業名	表題	監査 要点	措置 対応	テーマ選定の 理由との関連	指摘	意見
	担当部課	指摘事項又は意見のポイント	指摘事項又は意見に対するコメント			類型	
6	水防事業	「洪水ハザードマップ」外国語版について	有効性	個別	災害対策の事業 (理由③)	—	①
	都市整備部 公園河川課	外国人への「洪水ハザードマップ」の情報について、英語版「防災カード」を作成し、市ホームページ上で公開する方法を提示した。	—			市民への情報提供	
7	水路浚渫事業（請負）	くじ引き落札の増加傾向に備えた最終落札方法の模索について	有効性	全庁	災害対策の事業 (理由③)	—	①
	都市整備部 公園河川課	浚渫工事の入札において、「くじ引き」がすべての浚渫工事において実施されていることから、本来のあるべき入札制度への見直しをするための改善課題を提示した。	この事業だけではなく、広く入札に係るもの。			契約	
8	水路護岸整備事業	くじ引き落札の実態からみた改革の必要性について	有効性	全庁	災害対策の事業 (理由③)	—	①
	都市整備部 公園河川課	地区別排水路工事の入札において、応札業者のほぼ80%の業者が「くじ引き」に参加している現状に着目して改革のための課題を提示した。	この事業だけではなく、広く入札に係るもの。			契約	
9	貴船川河川改修事業（補助）	繰越明許費の支出命令書における記載方法について	合规性	個別	災害対策の事業 (理由③)	—	①
	都市整備部 公園河川課	発生した翌年度において繰越明許費として処理する理由の記載がない。	例外的な取り扱いと見られるが、明瞭処理の視点から対応を望むもの。			運営管理・事務処理及び内部統制 (事務処理・内部統制)	
9	貴船川河川改修事業（補助）	需用費の検収について検収日の記載がない	有効性	全庁	災害対策の事業 (理由③)	—	②
	都市整備部 公園河川課	業者が印刷した納品日あるいは手書き記入の日付はあるが、市の検収担当者が記入した検収日の記載がない。	検収の考え方を再考し、やり方を見直すもの。			運営管理・事務処理及び内部統制 (事務処理・内部統制)	
10	公園施設管理事業	指定管理者の令和2年度収支報告書の増減分析について	経済性 効率性	個別	—	—	①
	都市整備部 公園河川課	収支報告書の増減額の大きな項目について、増減理由が記載されていない。増減分析を行うことで指定管理料の積算方法が適切であるかどうか分かり、指定管理業務が適切に運営されているかどうか評価できる。	増減分析が実態を反映しているのかを検証していただきたい。			決算	

No	事務事業名	表題	監査 要点	措置 対応	テーマ選定の 理由との関連	指摘	意見
	担当部課	指摘事項又は意見のポイント	指摘事項又は意見に対するコメント			類型	
10	公園施設管理事業	第三者機関による指定管理者の決算書の監査について	経済性 効率性	個別	—	—	②
	都市整備部 公園河川課	指定管理者の監査について、第三者機関による簡易な監査について検討することを提言した。	決算書の監査によって指定管理者の運営の妥当性が検証できる。			決算	
10	公園施設管理事業	指定管理者から再委託契約書の写しを入手していない	合规性	個別	—	—	③
	都市整備部 公園河川課	再委託の契約書の写しを指定管理者から入手していない。	再委託契約の内容を確認しておく必要がある。			決算	
10	公園施設管理事業	公園利用者からのアンケート調査の活用について	有効性	個別	—	—	④
	都市整備部 公園河川課	公園利用者からのアンケート調査の結果を十分に活用していない。	アンケート調査の活用を期待するもの。			運営管理・事務処理及び内部統制(運営管理)	
13	公園樹・街路樹等維持管理事業	各契約の委託料支払方法について	経済性 効率性	全庁	—	—	①
	都市整備部 公園河川課	契約の細分化、支払回数が多さによって、事務負担が増大している。一定額未満の少額な維持管理委託契約を対象とした前金払の検討を望むもの。	改善への障害があるだろうが、柔軟な対応ができないだろうか。			運営管理・事務処理及び内部統制(事務処理・内部統制)	
15	公園施設管理事業(浪岡)	納品書、請求書の日付記入について	有効性	全庁	—	—	①
	浪岡振興部 都市整備課	市の検収担当者による納品書、請求書への日付記入がない。	本来の検収について再考し、検収のやり方を見直すもの。			運営管理・事務処理及び内部統制(事務処理・内部統制)	
20	新町一丁目地区優良建築物等整備事業(補助)	補助事業者からの決算書の入手について	経済性 効率性	個別	土地利用の 推進事業 (理由④)	—	①
	都市整備部 住宅まちづくり課	補助金の交付にあたり、補助金交付団体の財務内容の検証が必要であり、もし、問題があれば、関係者に対する事情聴取や補助事業の経費の収支に関する帳簿の閲覧等を通じて処理の適正性を確かめなければならない。	決算書を入手し、財務内容を十分検証しなければならない。			決算	

No	事務事業名	表題	監査 要点	措置 対応	テーマ選定の 理由との関連	指摘	意見
	担当部課	指摘事項又は意見のポイント	指摘事項又は意見に対するコメント			類型	
20	新町一丁目地区優良建築物等整備事業（補助）	書類の整理・保管のやり方について	経済性 効率性	個別	土地利用の 推進事業 （理由④）	—	②
	都市整備部 住宅まちづくり課	事業毎に書類の綴りが作成されていない。	基本に立ちかえり、見直すことが必要である。			運営管理・ 事務処理及 び内部統制 （事務処理・ 内部統制）	
20	新町一丁目地区優良建築物等整備事業（補助）	再開発事業に関する市の要綱について	有効性	個別	土地利用の 推進事業 （理由④）	—	③
	都市整備部 住宅まちづくり課	No. 20 新町一丁目地区優良建築物等整備事業（補助）、No. 21 中新町山手地区第一種市街地再開発事業（補助）とも同一の要綱で処理している。国土交通省の取り扱いをみると、事業内容に応じた要綱が規定されていることに着目して提案した。	特別に理由がある場合を除いて原則的な運用を期待するもの。			運営管理・ 事務処理及 び内部統制 （運営管理）	
21	中新町山手地区第一種市街地再開発事業（補助金）	補助申請書に関して特殊事業があった場合の注釈の記入について	経済性 効率性	個別	土地利用の 推進事業 （理由④）	—	①
	都市整備部 住宅まちづくり課	補助申請書の内訳となる建築物除却費、補償費等、共同施設整備費について、その内容を明らかにするため注釈を記入することを透明性、明瞭性の視点から提言した。	—			決算	
21	中新町山手地区第一種市街地再開発事業（補助金）	市街地再開発事業に関する市民への情報開示について	有効性	個別	土地利用の 推進事業 （理由④）	—	②
	都市整備部 住宅まちづくり課	市街地再開発事業の説明や現在進行中の都市開発事業について、市民への情報開示の必要性を提示したもの。	市民目線から見て、市民が知りたい情報であると認識した。			市民への情 報提供	
22	市営住宅管理運営事業	指定管理者のグループ企業に係る管理運営費について	有効性	個別	—	—	①
	都市整備部 住宅まちづくり課	指定管理者のグループ企業に係る管理運営費について適正に処理することを提言した。	管理運営費について適正な処理を促すもの。			運営管理・ 事務処理及 び内部統制 （運営管理）	

No	事務事業名	表題	監査 要点	措置 対応	テーマ選定の 理由との関連	指摘	意見
	担当部課	指摘事項又は意見のポイント	指摘事項又は意見に対するコメント			類型	
22	市営住宅管理運営事業	管理運営費の水準について	有効性	個別	—	—	②
	都市整備部 住宅まちづくり課	事業計画書及び事業報告書に記載されている管理運営費は600千円と異常と思える低さである。指定管理者に対して業界統計値等に準じた適正な利益を確保させる業務委託の検討を促した。	ビジネス感覚を持った事業計画書及び事業報告書を検証する姿勢が求められる。			運営管理・事務処理及び内部統制(運営管理)	
25	放置危険空き家対策事業	空き家等に関する対策の実施状況報告について	有効性	個別	空家対策の事業 (理由②)	—	①
	都市整備部 住宅まちづくり課	空家対策の計画の進行管理、社会経済情勢の変化や市内の現状等を踏まえつつ、青森市空家等対策計画の実施状況について、PDCAサイクルの視点から情報開示の重要性を提案した。	現時点よりも今後本格的に空家対策事業が推進されると重要度が増す提案内容と考える。			市民への情報提供	
25	放置危険空き家対策事業	空家対策事業実施要綱の必要性について	有効性	個別	空家対策の事業 (理由②)	—	②
	都市整備部 住宅まちづくり課	空家対策事業実施要綱が作成されていない。	中長期的な視点に立てば、空家対策の重要性は増すばかりである。しっかりとした要綱を作成していただきたい。			運営管理・事務処理及び内部統制(事務処理・内部統制)	
27	青森駅周辺整備推進事業費(交付金)	消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書について	合规性	個別	土地利用の推進事業 (理由④)	①	—
	都市整備部 都市政策課	補助事業者から消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書が入手されていない。				運営管理・事務処理及び内部統制(事務処理・内部統制)	
33	バス路線再編事業	委託料の積算について	経済性 効率性	個別	交通インフラの事業 (理由⑤)	①	—
	都市整備部 都市政策課	委託料の積算にあたっては、実績数値として把握できるデータや簡易的に推定できる数量、単価、金額等から当初設定した数量、単価、金額を見直す必要がないかについて検討することの必要性を指摘した。	—			予算	

No	事務事業名	表題	監査 要点	措置 対応	テーマ選定の 理由との関連	指摘	意見
	担当部課	指摘事項又は意見のポイント	指摘事項又は意見に対するコメント			類型	
33	バス路線再編事業	乗降調査の結果報告について	有効性	個別	交通インフラの事業 (理由⑤)	②	—
	都市整備部 都市政策課	委託仕様書では受託者は乗降調査を行い、市に報告することが求められている。実態は、4日間の乗降調査を実施したが報告は3日間分だけであった。	仕様書を確実に遵守すること。			運営管理・事務処理及び内部統制 (運営管理)	
33	バス路線再編事業	業務報告書の提出日の記載について	有効性	個別	交通インフラの事業 (理由⑤)	—	①
	都市整備部 都市政策課	業務報告書の日付記入は、受託者に実際の提出日を記載させるよう徹底させる。	—			運営管理・事務処理及び内部統制 (事務処理・内部統制)	
33	バス路線再編事業	利用者数が著しく少ない便について	有効性	個別	交通インフラの事業 (理由⑤)	—	②
	都市整備部 都市政策課	利用者が著しく少ない便について、利用者数の推移、地域の意見、要望を聞いて検討していくことが必要である。	事業に継続性、有効性に着眼した対応を期待するもの。			運営管理・事務処理及び内部統制 (運営管理)	
34	除排雪対策事業	浜町処理施設に係る負担金の概算払いについて	経済性 効率性	個別	雪対策の事業 (理由①)	—	①
	都市整備部 道路維持課	浜町処理施設は青森港雪処理施設協議会で管理・運営されている。市の負担額は令和2年12月16日に概算払いされているが、このうち融雪槽内ゴミ流出防止網等設置撤去費及び周辺海域の水質調査費の市の負担分3,093千円は令和3年3月29日時点で全く支出されていなかった。	支出先の支払い実態に応じた柔軟な運用が求められる。			運営管理・事務処理及び内部統制 (運営管理)	
36	冬期歩行者空間確保貸与除雪機整備事業	借受団体からの報告書の徴求について	法規性	個別	雪対策の事業 (理由①)	①	—
	都市整備部 道路維持課	要綱によれば借受団体は除雪機を使用して行った作業の実施状況その他の必要事項を市長に報告することになっているが、週報を提出していない団体があった。	要綱を確実に遵守すること。			運営管理・事務処理及び内部統制 (運営管理)	

No	事務事業名	表題	監査 要点	措置 対応	テーマ選定の 理由との関連	指摘	意見
	担当部課	指摘事項又は意見のポイント	指摘事項又は意見に対するコメント			類型	
36	冬期歩行者空間確保貸与除雪機整備事業	除雪機の貸付日について	合规性	個別	雪対策の事業 (理由①)	②	—
	都市整備部 道路維持課	貸付要綱の貸付期間は12月1日から翌年3月31日まで、実態は11月から除雪機を貸出しており、貸出要綱を現実に即した記載とすべきである。	実態と要綱の合致を求めるもの。			運営管理・事務処理及び内部統制 (事務処理・内部統制)	
40 41	道路施設等維持管理事業 道路施設等維持管理事業、道路施設等維持管理事業(工事)	全額前払とする理由書について	経済性 効率性	個別	交通インフラの事業 (理由⑤)	①	—
	都市整備部 道路維持課	全額前払とする理由を記載した前払理由書が必要である。	—			運営管理・事務処理及び内部統制 (事務処理・内部統制)	
40 41	道路施設等維持管理事業 道路施設等維持管理事業、道路施設等維持管理事業(工事)	指定管理者からの適時報告について	有効性	個別	交通インフラの事業 (理由⑤)	②	—
	都市整備部 道路維持課	西口駐車場の自動火災報知設備の機能障害について、指定管理者から適時に報告を受けていない。	指定管理者による確実な報告義務の履行を求めなければならない。			運営管理・事務処理及び内部統制 (事務処理・内部統制)	
40 41	道路施設等維持管理事業 道路施設等維持管理事業、道路施設等維持管理事業(工事)	契約工期の設定について	有効性	個別	交通インフラの事業 (理由⑤)	—	①
	都市整備部 道路維持課	工事完了日に見合った契約工期の設定、完成引渡となっていない。	工事の実態に応じた契約工期を設定しなければならない。			運営管理・事務処理及び内部統制 (事務処理・内部統制)	
40 41	道路施設等維持管理事業 道路施設等維持管理事業、道路施設等維持管理事業(工事)	駐車場利用者増加に向けた方策について	有効性	個別	交通インフラの事業 (理由⑤)	—	②
	都市整備部 道路維持課	駐車場利用者増加に向けた月極料金、クレジットカード、電子マネー等のキャッシュレス決済、回数券、プリペイドカードの導入可能性についての検討が必要である。	将来の展望と利用者の利用実態に応じた柔軟な運営を望むもの。			運営管理・事務処理及び内部統制 (運営管理)	

No	事務事業名	表題	監査 要点	措置 対応	テーマ選定の 理由との関連	指摘	意見
	担当部課	指摘事項又は意見のポイント	指摘事項又は意見に対するコメント			類型	
42	道路ストック修繕 事業（単独）	契約工期の設定について	有効性	個別	交通インフ ラの事業 （理由⑤）	—	①
	都市整備部 道路維持課	積雪の前に余裕をもって工事を終了するような工期設定が必要である。	—			運営管理・ 事務処理及 び内部統制 （事務処理・ 内部統制）	
48 49 51 50 47	流雪溝整備事業 （佃地区）（単独） （佃地区）（交付金） （篠田地区）（単独） （篠田地区）（交付金） （交付金）（浪岡）	流雪溝整備を行う地区の優先順位の事後説明について	有効性	個別	雪対策の事業 （理由①）	—	①
	都市整備部 道路建設課	流雪溝整備を行う地区の優先順位を選定するにあたっては、地区毎の交通量、歩行者数、住民数、世帯数、高齢者数、生徒児童数、積雪量、他の排雪方法の有無、住居密集度、水源確保の十分性、都市機能誘導区域への該当、地域住民の協力体制等の客観的なデータを横並びで相対的に比較・整備順位を明確化し、事後的に市民への選定理由を明確に説明できるような体制の構築が求められる。	多雪都市ならではの事業であり、平成の大合併もからみ時間をかけて納得のいく解決方法を期待したい。			市民への情報提供	
48 49 51 50 47	流雪溝整備事業 （佃地区）（単独） （佃地区）（交付金） （篠田地区）（単独） （篠田地区）（交付金） （交付金）（浪岡）	浪岡地区における管理組合の組成、ランニングコストの利用者負担への移行について	有効性	個別	雪対策の事業 （理由①）	—	②
	都市整備部 道路建設課	浪岡地区は平成 17 年における合併前の浪岡町が母体であり、行政運営方式により流雪溝管理が行われていたと推察される。市の流雪溝管理について、今後の市の方針は組合管理方式で推進する方向である。そこで浪岡地区の流雪溝について管理組合の組成、ランニングコストの利用者への移行について提言したものである。	過去の経緯もあり一朝一夕に解決できる事項ではないと考えるが、今後引き続き対峙していかなければならない根深い事項であり、避けては通れない重要な事項である。			運営管理・ 事務処理及 び内部統制 （運営管理）	

No	事務事業名	表題	監査 要点	措置 対応	テーマ選定の 理由との関連	指摘	意見
	担当部課	指摘事項又は意見のポイント	指摘事項又は意見に対するコメント			類型	
48 49 51 50 47	流雪溝整備事業 (佃地区)(単独) (佃地区)(交付金) (篠田地区)(単独) (篠田地区)(交付金) (交付金)(浪岡)	流雪溝管理組合の監事監査報告書の入手について	合規性	個別	雪対策の事業 (理由①)	—	③
	都市整備部 道路建設課	市は、地域住民により構成される組合の決算書の妥当性について監事が監査を実施した結果である監査報告書を入手していない。	—			決算	
52 53 54 55 56 61	道路・街路整備事業 油川新城線(3・4・16)道路整備事業 (交付金) 浅虫ダム線道路整備事業(単独) 金浜小畑沢線道路整備事業(交付金) くらしの道道路整備事業(交付金及び単独) 3・2・2号内環状線 (浜田)街路整備事業(交付金)	最低制限価格制度の運用について	有効性	全庁	交通インフラの事業 (理由⑤)	—	①
	都市整備部 道路建設課	最低制限価格制度の運用について幾つかの問題点を抱えながらも、他の自治体の運用等を参考にして、よりよい最低制限価格制度の運用を促した。	—			契約	
62	地籍調査事業(単独)	保守業務に係る作業記録について	有効性	個別	土地利用の推進事業 (理由④)	—	①
	都市整備部 用地課	保守サービスの作業記録を委託先から入手していない。	過去の保守履歴、保守業務の事後評価を可能にするためにも保守サービスの入手が必要である。			運営管理・事務処理及び内部統制(事務処理・内部統制)	
63	浪岡地区コミュニティバス運行事業	委託料の積算に使用する見積書(見積単価)内訳の入手について	経済性 効率性	個別	交通インフラの事業 (理由⑤)	—	①
	浪岡振興部 総務課	委託料の積算に当たって根拠となる見積単価の内訳を入手することで透明性の視点も踏まえ提言した。	—			契約	

No	事務事業名	表題	監査 要点	措置 対応	テーマ選定の 理由との関連	指摘	意見
	担当部課	指摘事項又は意見のポイント	指摘事項又は意見に対するコメント			類型	
63	浪岡地区コミュニティバス運行事業	委託料の見直しについて	経済性 効率性	個別	交通インフラの事業 (理由⑤)	—	②
	浪岡振興部 総務課	コミュニティバスの利用者の減少傾向の実態から現行制度の見直しを含めた域内公共交通の将来的な在り方について検討を進めていくことを提案した。	—			契約	
一注	目標値	除雪ボランティア登録者数の目標値に対する実績値について	—	個別	—	—	①
	都市整備部 道路維持課	実績の捉え方が変更になったので、①市が支援等をする訓練や研修の回数、②自主防災組織が独自に行った訓練や研修の回数に区分して資料を作成し、対外的のみならず対内的にも問い合わせに対応することを提言した。	—			—	

(注)事務事業の No.が「一」、事務事業名に「目標値」と記載した項目は、包括外部監査結果報告書「第3章 第3.基本施策における目標とする指標」の「1. 目標値と令和2年度の実績値」の比較から検出された意見である。「指摘事項又は意見のポイント」は、複合的な内容となっているため「監査要点」、「テーマ選定の理由との関連」及び「類型」は特定できないため「—」と表示している。

2. 契約に係る監査の結果及び意見

〔表3 監査の結果及び意見の一覧〕において、類型が「契約」となっているものについて分析検討したものが以下の記述である。

(1)最低制限価格、くじ引き落札の本質的な問題点は何か。

〔表4 予定価格、最低制限価格及びくじ引き落札について〕

契約形態		条件付き一般競争入札	金抜き設計書の事前公表	
応札参加者数		××者	くじ引き対象者	××者
区分		予定価格(事後公表) (注3)		最低制限価格(非公表)
消費税込(円)		×××××		×××××
消費税抜(円)		×××××		×××××
注2 工事内 訳書	費目	①	②(注1)	③(①×②)
	直接工事費	×××××	97/100	×××××
	共通仮設費	×××××	90/100	×××××
	現場管理費	×××××	90/100	×××××
	一般管理費	×××××	55/100	×××××
	合計	×××××	—	×××××
(注1)②の比率は、青森市最低制限価格制度要綱により公表されている。				
(注2) 青森市条件付き一般競争入札実施要領第10条 入札参加者は、入札にあたって入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない工事費内訳書を提出した者がした入札は無効となる。				
(注3) 青森市予定価格の事後公表に関する試行要領(実施期日:平成24年4月17日から)				

最低制限価格は非公表であるが、金抜き設計書が事前公表されると工事内訳書の配分比率が青森市最低制限価格制度要綱により公表されているので、業者が専用の積算ソフトを持っていると容易に入札価格と工事内訳書の費目別内訳を計算できる。

入札に参加する業者が同じように計算できれば、市が示した最低制限価格(消費税抜)と同価の入札価格が最低制限価格に吸い付くように集中することになる。その結果、多数者の応札による「くじ引き落札」という事態を招くことになる。

そこで検討しなければならないのは、①最低制限価格についての市の現況における取り扱いはどうになっているのか。②市は予定価格、最低制限価格についてどのように対応していくのか。③他の競争的条件をどのように付加することができるのか。これらの3点について以下に見ることにする。

(2) 最低制限価格について

「公共工事の入札契約制度に係る現状と課題について」(国土交通省 2012年より)によれば、以下のような記述がある。

予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の事前公表については、建設企業の見積努力を損なわせ、また、くじ引きによる落札の増加、すなわち偶然による受注が増加することになり、結果として技術力・経営力に優れた企業の努力が報われない状況を招くことから、国は地方公共団体に対し、事後公表への移行を要請してきた。予定価格を事前公表すると、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を容易に類推できるようになり、これらの価格付近に応札価格が誘導される形で応札行動にゆがみが生じるとともに、この結果、事前公表のみを採用している都道府県では事後公表のみとしている都道府県に比べくじ引き落札の発生率が 2.4 倍と高くなっており、依然として事前公表の取りやめが重要な課題であると考えられる。

また、契約事務の改善に対する重大な示唆として受け取るべきと思われる以下の記事を紹介したい。

適正な競争の確保と適正価格での契約という、入札・契約制度の本来の目標に照らせば弊害しかない。発注者には、予定価格を守秘義務の対象として毅然とした姿勢で不正防止に取り組んでほしい。予定価格の事前公表は即刻やめるべきだ。そして問題なのは予定価格の事前公表だけではない。くじ引きによる落札者の決定を引き起こす最低制限価格の事前公表を行っている地方公共団体が 142 団体、低入札価格調査基準価格の事前公表を行っている団体が 50 団体あった。言語道断と言うしかない。(建通新聞 電子版 2016年12月26日より)

(3) 令和 2 年度における措置状況について

「令和 2 年度青森市包括外部監査結果報告書 高齢者福祉および子育て支援の充実にかかる財務事務の執行について」においては、契約行為に関する項目の中で「児童遊園遊具等改修事業」(福祉部福祉政策課)に対する意見 33 として「予定価格の事前公表について(その 1)」と「ちびっこ広場遊具等改修事業」(福祉部福祉政策課)に対する意見 34 として「予定価格の事前公表について(その 2)」に「くじ引き落札」に関する記載が簡単に記載されている。

令和 3 年 8 月 19 日に公表された監査結果に対する措置状況報告書をみると、「指摘事項・意見」検証シート個票において担当課(福祉部福祉政策課、総務部契約課)の今後の対応として以下のように記載されている。

くじ引きによる落札者が多発している要因としては、工事費の積算に使用する積算基準書や労務費、材料費等の単価が公表されていることに加え、工事費の積算ソフトが一般に流通していることが挙げられ、この積算ソフトにより試算を重ねるなどの企業努力により、最低制限価格と同額の応札が可能となったものと思量しています。
本市では、国や県の動向、他都市の取組状況を参考にしながら、総合評価落札方式の導入や予定価格の事後公表を段階的に拡大するなど、適宜、契約制度の見直しを行ってきたところであり、今後も引き続き、競争性、公正性、透明性の確保に努めていきます。

(「指摘事項・意見」検証シート個票から抜粋)

因みに、令和 3 年 6 月現在における「政令指定都市及び県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格制度等の運用状況」(全建調べ)によると市の運用状況は以下のとおりとなっている。

〔表 5 県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格制度等の運用状況〕

中央公契連モデルへの対応	平成 31 年モデル以上	
予定価格の公表時期	事前・事後併用	
項目	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
対象工事	130 万円以上 3,000 万円未満	3,000 万円以上
算定式	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55
設定範囲	8/10～	8/10～
失格基準	/	直接工事費×0.86 共通仮設費×0.80 現場管理費×0.80 一般管理費×0.43 上記のいずれかを下回った場合失格
公表時期	非公表	非公表
総合評価方式の評価項目	本店所在地等	あり
	地域貢献度	あり
	手持工事量	なし

上表の総合評価方式の評価項目について、本店所在地等、地域貢献度が評価項目として取り上げられているが、「総合評価落札方式の運用の手引き(特別簡易型) 令和 3 年 11 月 青森市総務部契約課 5 価格以外の評価項目一覧」では以下のように記載されている。

[表 6 総合評価落札方式 価格以外の評価項目]

	評価項目	評価基準	配点
1 企業の 施工実績	平成 23 年度以降における同種・類似工 事の施工実績の有無	青森市、国又は青森県で同種・類似工事の 実績あり	2.0
		その他の公共工事発注機関で同種・類似工 事の実績あり	1.0
		上記以外	0
	青森市発注工事の平成 29～令和 2 年の 工事成績の評定の平均点	80 点以上	3.0
		75 点以上 80 点未満	2.0
		70 点以上 75 点未満	1.0
		上記以外	0
	若手技術者又は女性技術者の配置の有 無	主任(監理)技術者への配置	1.0
		現場代理人への配置	0.5
上記以外		0	
2 地理的 条件	本店の所在地の有無	青森市内に本店を有する	1.0
		上記以外	0
小計			7.0
3 配置予 定技術者 の能力	省略	省略	省略
小計			5.0
4 地域貢 献	災害協定締結の有無	青森市と災害協定を締結している	1.0
		青森県と災害協定を締結している	0.5
		上記以外	0
	令和元年度以降における地域防災への 協力体制の有無	地域防災への協力体制の実績あり	0.5
		上記以外	0
	平成 30 年度以降における除雪業務の実 績	青森市管理道路の除雪業務委託の実績あり	3.0
		青森市内において、国、青森県管理道路の 除雪業務委託の実績あり	2.0
		上記以外	0
	連携除排雪協定締結の有無	青森市と連携除排雪協定を締結している	1.0
		上記以外	0
	青森市の施策への貢献度	あおり健康づくり実践企業に認定済み	0.5
上記以外		0	
小計	※土木一式工事及び舗装工事以外の場合は 2.0		6.0
合計	※土木一式工事及び舗装工事以外工事以外の場合は 14.0		18.0

企業の施工実績では平成 23 年度以降の同種・類似工事の工事实績、平成 29 年以降の工事成績の評定、地域貢献では平成 30 年度以降における除雪業務実績を重視した配点が行われていることから過去の工事・業務を重んじた評価方式であると言える。

また、「青森市行財政改革プラン(2019～2023)【概要版】」によると「1 効果的・効率的な行政運営 2 効率的な行政運営、(2) 適正な事務処理の推進、④入札制度の見直し」において、強化項目として以下のように記載されている。

価格と品質が優れた公共調達を図ることを目的に導入する総合評価落札方式について、効果や課題を踏まえ、業種の拡大や導入対象となる設計金額の引き下げを検討し、本格導入を目指します。

このことから分かるように「最低制限価格」・「くじ引き落札」は全庁的な課題として本腰を入れて取り組んでいかなければならない重要案件であることは論を待たない。

(4)他の自治体の取組はどうか。他の競争的条件をどのように付加するのか。

他の自治体の例であるが長岡市においては、長岡市役所職員が市発注工事の入札に関する情報を漏洩した事件を契機として職員の職務遂行の公正性の保持と公務に対する社会的信用の回復を図るため 2019 年 2 月に「長岡市入札・契約制度に関する検討委員会」を設置している。この委員会が中間報告した「長岡市の入札・契約制度改革への提言」の中で次のような意見等を公表している。

<委員会における意見等>

- ・複数事業者による同額入札とくじ引きによる落札者決定の案件が多数確認されたが、くじ引きで落札者を決定することが多い自治体は、他にもあることが分かった。
- ・このことに関連し、「長岡市に限らず、各事業者が情報公開制度等を活用して過去の工事を研究しているとともに、計算ソフト導入などで積算能力が向上している。特に土木工事では他と比べて発注者の設計額と同額での積算が比較的容易となっているのではないか。」との説明を市から受けた。
- ・こうした中、長岡市では、同額入札によるくじ引き件数の増加に応じて、「くじ引き」を減らすために工事積算を複雑化する対策を頻繁に行ってきた。しかし、複雑化を行った後も、各事業者が情報公開制度を活用し工事設計書を閲覧等してさらに研究するため、再び「くじ引き」が増加するということが繰り返されていることが分かった。
- ・概ね過去 10 年間の落札状況では、最低制限価格と同額の落札も多数あるが、同時に、最低制限価格近傍の額で入札を行う事業者も多いことが分かった。こうしたことから、積算能力が向上し、発注者の傾向も把握した多くの事業者による最低制限価格帯での競争が行われていることがうかがえた。
- ・なお、設計額、予定価格及び最低制限価格の事後公表の時期等は、県内自治体とほぼ同じであり、国の指針にも反していないことが分かった。

市においても全国に先駆けて「くじ引き落札」に関する有効な契約制度、つまり価格だけではなく技術力・信用力を総合評価するための基準を策定する等の検討を重ねて実行に移していかれることを期待したい。

また、他の競争的条件をどのように付加するのかについては、No.12 水路浚渫事業(請負)において記載した宇佐市の事例、No.57 浅虫ダム線道路整備事業において記載した大阪市の事例等を参考として、その他自治体の事例を研究して市独自の契約制度の構築に期待したい。

3. 運営管理・事務処理及び内部統制に係る監査の結果及び意見

(1) 運営管理の内容分析について

運営管理として抽出した内容を分析すると、以下のように類型化できる。

[表 7 運営管理の類型]

類型		No	指摘又は意見
1	事業の実態に応じた配賦基準、支払方法を設定する	2, 3	意見③
		34	意見①
2	事業の有効性、継続性を主眼として対応する	2, 3	意見④
		10	意見④
		22	意見①、意見②
		33	意見②
		40, 41	意見②
3	原則的な運用を実施する	20	意見③
4	要綱、仕様書を確実に遵守する	33	指摘②
		36	指摘①
5	その他	47-51	意見②

上表の類型化した項目番号の順に、監査人の意見を以下に記述する。

項目番号	監査人の意見
1	各事業において適用されている配賦基準や支払方法が、事業の実態に応じた方法になっているかどうか、つまり、事業の実態と乖離やズレが生じていないかどうか確認することが重要であることを示唆している。
2	事業の有効性、継続性の視点から、事業を全体から俯瞰して対応することを意見として述べている。
3	基本は、原則的な運用を推進することを述べている。
4	文言通り、要綱・仕様書を遵守することを意見としている。
5	類型化できないため、その他として記載した。

これらの類型化は、令和 3 年度の包括外部監査のテーマである「持続可能な都市づくり(防災体制・雪対策、土地利用・都市景観の形成、交通インフラの充実)にかかる財務事務の執行について」の監査から垣間見えたものであるが、総じて言えば、他の事業や他の所管部・課においても内包している問題かもしれない。

(2) 中核市における内部統制について

「青森市行財政改革プラン(2019～2023)」によると「1 効果的・効率的な行政運営、2 効率的な行政運営、(2) 適正な事務処理の推進、① 内部統制の強化」において、以下のように記載されている。

地方自治法の改正に伴い、内部統制に関する基本方針の策定及び必要な体制の整備に努めるよう規定されたことを踏まえ、現行の内部統制の取組を確実に実行していくとともに、他都市の動向や本市のこれまでの取組を検証し、内部統制の強化を進めていきます。

全庁共通事務について、財務事務等の適正性を確保しながら、効果的・効率的な事務改善に取り組んでいきます。

この内容を見る限り内部統制を強化することは理解できるが、具体的にどのように進めていくかに

については明確ではない。内部統制に取り組むことについては、やがて本格的な対応を迫られる時期が到来することは間違いのないことである。他都市の動向を見ながらという云わば待ちの姿勢ではなく、果敢に挑戦する姿勢を持って取り組まれることを期待したい。

中核市における取組として、豊橋市における内部統制は、先駆的事例として市のこれからの推進について参考になるものとして紹介したい。

本市では、地方自治法の改正に先駆け、平成 26 年度から次の独自の取組を実施しました。

- ・財務事務執行リスクに係るマニュアルの整備・運用及びモニタリングの実施(平成 26 年度～)
- ・事故発生時報告制度の確立及び運用(平成 27 年度)
- ・各課が把握するリスクへの対策(平成 27 年度)
- ・「事務引継ぎの手引き」の整備(平成 29 年度)
- ・判断基準の適合性に関する確認調査(平成 29 年度)

豊橋市は地方自治法において内部統制制度の導入を義務付けられた団体ではありませんが、独自の内部統制に取り組んでいたことから、令和2年度より地方自治法に基づいた内部統制制度を実施しています。

(出所: 豊橋市ホームページより)

4. 市民への情報提供に係る監査の結果及び意見

市民への情報提供手段についてみると、ホームページ、広報活動としての広報あおもり(毎月 2 回発行)、青森市民ガイドブック、テレビ広報、ラジオ広報、市長記者会見、プレスリリース、青森市公式インスタグラム、青森市メールマガジン、青森市公式フェイスブックページ、青森市公式ツイッター等があることが市ホームページからわかる。

市民への情報提供に係る監査結果及び意見の内容は、青森市情報公開制度における開示できる情報である。([表 8 開示できる情報・開示できない情報]参照。)

[表 8 開示できる情報・開示できない情報]

開示できる情報	開示できない情報
<p>実施機関(市役所各部・各課等)の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有している行政文書</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.法令等の規定により公にすることができない情報 2.個人に関する情報 3.法人その他の団体に関する情報や事業を営む個人の事業に関する情報 4.犯罪の予防または捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報 5.審議、検討または協議に関する情報で公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等がある情報 6.事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

(出所: 市ホームページより)

市民にとって必要な行政情報は、可能な限り積極的にかつ多くの市民に公平に公開されることが望ましいと考える。

青森市総合計画体系図においても推進体制として、「市民ニーズの把握と分かりやすい情報提

供」が明確に記されており、市民に対する情報提供の重要性について再認識をされたい。

5. 監査結果及び意見の総括

最後のまとめとして、「予算」、「決算」、「契約」、「財産管理」、「運営管理・事務処理及び内部統制」、「市民への情報提供」という類型化した監査の結果及び意見について、持続可能な都市づくりの政策・施策との関連で対応表示したものが以下の〔表 9 指摘事項・意見の要素別類型集計〕である。

〔表 9 指摘事項・意見の要素別類型集計〕

(単位:件数)

項目		類型						
		① 予算	② 決算	③ 契約	④ 財産	⑤ 運営	⑥ 市民	計
指摘事項	合規性					3		3
	経済性・効率性	1				1		2
	有効性					2		2
	計	1				6		7
意見	合規性		2			1		3
	経済性・効率性		4	2		4		10
	有効性			3		15	6	24
	計		6	5		20	6	37
合計		1	6	5		26	6	44

上表は、監査対象事業の監査から検出した指摘事項と意見を集計したもので、これ以外に「目標とする指標に対する実績値」の監査プロセスにおいて意見1つを検出しているが、複合的な内容となっているため上表における①から⑥の類型に当てはまらない。

最終的な監査結果及び意見は、指摘事項7、意見 38 の合計 45 となる。

『指摘事項』は、主として合規性に関する違反事項であるため迅速な対応が期待されるものである。

これに対して『意見』は、効率性・経済性、有効性の視点から取り上げられているものが多く、意見の内容をみると重層的で複合的な内容を包含しており、事業運営を効果的にマネジメントするうえでは容易ではなく、抜本的な解決には様々な議論を重ねて検討していく行程が必要で、かなり時間を要するものと推察される。

飽くまで監査人の主観的な判断で解決の難易度が高いと想定される『意見』を取り上げると以下のとおりとなる。

青森市総合計画の施策	No	事務事業名	区分	表題
効率的で計画的な土地利用の推進	2、3	駐車場管理運営事業 青森駅前公園地下駐車場、アウガ駐車場	意見④	アウガ駐車場の有効活用について
災害防止対策の推進	7	水路浚渫事業(請負)	意見①	くじ引き落札の増加傾向に備えた最終落札方法の模索について
災害防止対策の推進	8	水路護岸整備事業	意見①	くじ引き落札の実態からみた改革の必要性について
安全で快適な住まいの確保	22	市営住宅管理運営事業	意見②	管理運営費の水準について
域内交通の充実	33	バス路線再編事業	意見②	利用者数が著しく少ない便について
快適な道路交通環境の確保	40、41	道路施設等維持管理事業 道路施設等維持管理事業、道路施設等維持管理事業(工事)	意見②	駐車場利用者増加に向けた方策について
克雪体制の整備	48 49 51 50 47	流雪溝整備事業 (佃地区)(単独) (佃地区)(交付金) (篠田地区)(単独) (篠田地区)(交付金) (交付金)(浪岡)	意見②	浪岡地区における管理組合の組成、ランニングコストの利用者負担への移行について
快適な道路交通環境の確保	52 53 54 55 56 61	道路・街路整備事業 油川新城線(3・4・16)道路整備事業(交付金) 浅虫ダム線道路整備事業(単独) 金浜小畑沢線道路整備事業(交付金) くらしの道道路整備事業(交付金)(単独) 3・2・2号内環状線(浜田)街路整備事業(交付金)	意見①	最低制限価格制度の運用について
広域交通の充実	63	浪岡地区コミュニティバス運行事業	意見②	委託料の見直しについて

上表について市民の目線でみた場合、青森市総合計画の施策が目指す目標に照らして以下のような“市民の声”が聞こえてくるのではなかろうか。

例えば、No.2、No.3については「低すぎる利用度を高める方法はないのだろうか」、「公共資産の利用を無駄なく有効に活用できる知恵はないのだろうか」、No.7、No.8については「災害防止対策の工事に「くじ引き」落札でよいのだろうか、工事品質が確保されているのだろうか」、No.47-No.51については「何時になったら克雪体制が整備できるのだろうか」。

最後に、監査人が検出した指摘事項又は意見に関する「事実認識」については、市の事業担当職員の認識との間に齟齬がなかったものと理解している。

そのうえで監査人が提案している改善の方向性についても、市の事業担当職員は大筋で合意しているものと受け止めている。

しかしながら、最終的に本報告書の記載内容の一部については完全に合意していないものもあることは承知をしている。

監査人は法規性、有効性、効率性・経済性の視点から「指摘事項」又は「意見」を述べており、特に意見については包括外部監査の立場から記載しているものであり、経営コンサルタントの立場から深層部分に切り込んだ改善提案を提示しているものではないが、問題点についてはオブラートで包んで問題点の本質をぼかしてしまうような対応はしていない。

改善にあたっては、監査人の検出事項は飽くまで議論の出発点として受け止めていただき、事実のデータ分析、費用対効果分析等を含めて多方面から検討して改善に着手し、実行されることを願うものである。